



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	平成16年度鳥取県一般会計補正予算等(271)(財政課)..... 1
	平成17年度鳥取県一般会計予算等(272)().....23

告 示

鳥取県告示第271号

平成17年 2月定例県議会で 3月10日に議決された平成16年度鳥取県一般会計補正予算、平成16年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、平成16年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成16年度鳥取県営電気事業会計補正予算、平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成16年度鳥取県営埋立事業会計補正予算及び平成16年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成16年度鳥取県一般会計補正予算

平成16年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,027,552千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419,529,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		46,102,550	3,090,908	49,193,458
	1 県 民 税	10,787,197	633,786	11,420,983
	2 事 業 税	9,469,068	2,245,599	11,714,667
	4 不 動 産 取 得 税	1,555,531	73,849	1,629,380
	5 県 た ば こ 税	1,244,272	20,622	1,264,894
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	224,302	27,784	196,518
	7 自 動 車 税	7,980,135	95,689	7,884,446
	8 鉱 区 税	758	1	759
	9 自 動 車 取 得 税	1,783,451	83,136	1,866,587
	10 軽 油 引 取 税	6,667,873	157,987	6,825,860
	11 狩 猟 税	24,679	1,067	23,612
	12 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	9,852	2,335	12,187
	13 旧 法 に よ る 税	3,014	1,867	1,147
	2 地方消費税清算金		12,894,430	495,191
1 地方消費税清算金		12,894,430	495,191	13,389,621
3 地方譲与税		3,208,411	2,289	3,210,700
	1 所 得 譲 与 税	1,026,531	1	1,026,530
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,017,558	5,890	2,011,668
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	157,957	6,960	164,917
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,365	1,220	7,585
4 地方特例交付金		1,684,000	14,877	1,698,877
	1 地方特例交付金	1,684,000	14,877	1,698,877
5 地方交付税		126,918,000	1,941,451	128,859,451
	1 地 方 交 付 税	126,918,000	1,941,451	128,859,451
7 分担金及び負担金		2,237,332	66,840	2,170,492
	2 負 担 金	1,967,842	66,840	1,901,002
8 使用料及び手数料		8,573,050	241,547	8,331,503
	1 使 用 料	7,355,402	214,037	7,141,365

	2 手 数 料	1,217,648	27,510	1,190,138
9 国 庫 支 出 金		73,736,119	2,269,437	76,005,556
	1 国 庫 負 担 金	24,948,022	34,125	24,913,897
	2 国 庫 補 助 金	47,333,916	2,438,346	49,772,262
	3 委 託 金	1,454,181	134,784	1,319,397
10 財 産 収 入		1,759,623	514,278	1,245,345
	1 財 産 運 用 収 入	591,894	12,695	579,199
	2 財 産 売 払 収 入	1,167,729	501,583	666,146
11 寄 附 金		101,000	1,000	102,000
	1 寄 附 金	101,000	1,000	102,000
12 繰 入 金		17,475,382	10,021,356	7,454,026
	1 特 別 会 計 繰 入 金	468,371	8,607	459,764
	2 基 金 繰 入 金	17,007,011	10,012,749	6,994,262
13 繰 越 金		9,262,616	4,303,286	13,565,902
	1 繰 越 金	9,262,616	4,303,286	13,565,902
14 諸 収 入		52,130,967	4,816,970	47,313,997
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	882,900	20,833	862,067
	4 貸 付 金 元 利 収 入	45,747,495	4,416,488	41,331,007
	5 受 託 事 業 収 入	328,258	16,326	311,932
	6 収 益 事 業 収 入	2,029,454	53,251	1,976,203
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	2,771	1,470	4,241
	8 雑 入	2,967,656	311,542	2,656,114
15 県 債		68,244,000	1,485,000	66,759,000
	1 県 債	68,244,000	1,485,000	66,759,000
歳 入 合 計		424,557,480	5,027,552	419,529,928

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		996,368	31,209	965,159
	1 議 会 費	996,368	31,209	965,159
2 総 務 費		28,294,211	1,457,748	26,836,463

	1 総務管理費	14,378,194	677,277	13,700,917
	2 企画費	5,125,150	246,081	4,879,069
	3 徴税費	1,899,081	25,537	1,873,544
	4 市町村振興費	4,047,406	394,600	3,652,806
	5 選挙費	533,802	69,269	464,533
	6 防災費	1,602,483	3,764	1,598,719
	7 統計調査費	424,813	36,407	388,406
	8 人事委員会費	122,848	4,813	118,035
3 民生費		37,877,752	714,432	38,592,184
	1 社会福祉費	25,429,422	1,048,153	26,477,575
	2 児童福祉費	10,544,650	424,661	10,119,989
	3 生活保護費	1,896,457	83,458	1,979,915
	4 災害救助費	7,223	7,482	14,705
4 衛生費		10,689,671	409,155	10,280,516
	1 公衆衛生費	3,294,607	10,780	3,283,827
	2 環境衛生費	2,447,504	341,194	2,106,310
	3 保健所費	1,336,983	3,840	1,333,143
	4 医薬費	3,610,577	53,341	3,557,236
5 労働費		3,603,353	167,915	3,435,438
	1 労政費	2,775,908	110,239	2,665,669
	2 職業訓練費	714,510	51,049	663,461
	3 労働委員会費	112,935	6,627	106,308
6 農林水産業費		41,970,825	1,019,496	40,951,329
	1 農業費	9,269,322	294,467	8,974,855
	2 畜産業費	2,122,089	17,302	2,104,787
	3 農地費	15,320,167	668,487	14,651,680
	4 林業費	11,716,275	43,672	11,759,947
	5 水産業費	3,542,972	82,912	3,460,060
7 商工費		43,246,964	5,579,940	37,667,024
	1 商業費	37,139,972	5,386,756	31,753,216

	2 工 鉱 業 費	4,751,768	192,061	4,559,707
	3 観 光 費	1,355,224	1,123	1,354,101
8 土 木 費		70,352,813	1,368,843	71,721,656
	1 土 木 管 理 費	1,256,841	29,201	1,227,640
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,340,733	685,006	39,025,739
	3 河 川 海 岸 費	15,583,884	798,255	16,382,139
	4 港 湾 費	4,352,193	10,877	4,341,316
	5 都 市 計 画 費	7,666,170	71,746	7,594,424
	6 住 宅 費	3,152,992	2,594	3,150,398
9 警 察 費		17,910,695	264,653	17,646,042
	1 警 察 管 理 費	15,951,987	258,154	15,693,833
	2 警 察 活 動 費	1,958,708	6,499	1,952,209
10 教 育 費		72,119,835	1,309,704	70,810,131
	1 教 育 総 務 費	3,958,749	135,829	3,822,920
	2 小 学 校 費	24,482,482	7,059	24,489,541
	3 中 学 校 費	13,308,309	566,704	12,741,605
	4 高 等 学 校 費	18,991,731	226,958	18,764,773
	5 特 殊 学 校 費	7,135,066	316,711	6,818,355
	6 社 会 教 育 費	2,829,472	7,391	2,822,081
	7 保 健 体 育 費	1,414,026	63,170	1,350,856
11 災 害 復 旧 費		14,878,772	270,420	14,608,352
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,034,687	677,586	3,357,101
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,844,085	407,166	11,251,251
12 公 債 費		67,333,328	3,195,526	70,528,854
	1 公 債 費	67,333,328	3,195,526	70,528,854
13 諸 支 出 金		15,132,893	203,887	15,336,780
	1 公 営 企 業 支 出 金	220,994	3,000	217,994
	3 利 子 割 交 付 金	500,134	96,780	596,914
	4 配 当 割 交 付 金	83,852	3,217	80,635
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	43,560	35,063	78,623

	7	ゴルフ場利用税交付金	157,012	3,308	153,704
	8	自動車取得税交付金	1,185,995	82,865	1,268,860
	9	利子割精算金	903	446	457
	10	特別地方消費税交付金	1,507	850	657
歳 出 合 計			424,557,480	5,027,552	419,529,928

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
3 民生費	2 児 童 福 祉 費	鳥取療育園 整備事業費	90,996 ^{千円}	15	35,832 ^{千円}	78,792 ^{千円}	15	35,832 ^{千円}
				16	55,164		16	42,960
4 衛生費	4 医 薬 費	鳥取看護専門 学校学習環境 改善事業費	90,996	15	35,832	78,792	15	35,832
				16	55,164		16	42,960
10 教育費	4 高 等 学 校 費	境港総合技術 高等学校食品 加工実習棟 整 備 費	306,578	15	13,602	306,578	15	13,602
				16	292,976		16	173,340
							17	119,636

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	公設弁護士事務所 開設奨励事業費	1,000 ^{千円}
		出納事務費	1,449
	2 企 画 費	携帯電話利用環境整備事業費	33,810
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	救護施設整備費補助事業費	15,400
		障害者福祉施設等 緊急整備事業費	2,567
		民間社会福祉施設整備費 補助事業費 (身体障害者福祉施設)	27,171
		施設福祉推進費	353,015
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然歩道整備事業費	35,303
		自然公園登山道整備事業費	29,064
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	環境にやさしい農業 総合推進事業費	2,133
	2 畜 産 業 費	畜産関係試験場整備事業費	97,304

	3 農 地 費	農業集落排水事業費	30,794
		基盤整備促進事業費	1,016
		広域営農団地農道整備事業費	377,400
	4 林 業 費	森づくり作業道整備事業費	1,070
		林業・木材産業構造改革事業費	43,358
		平成16年台風21号等被害作業道復旧対策事業費	4,057
		風倒木搬出・活用事業費	2,430
		造林事業費	199,237
		被害木整理事業費	16,192
		林道開設事業費	35,406
		森林整備促進対策事業費	20,770
		県単林道事業費	22,314
		県単治山事業費	16,680
5 水 産 業 費	漁業就業者確保費 総合対策事業費	9,617	
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	市瀬地区生活安定推進事業費	91,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	あんしん道路整備事業費	46,400
		道路管理費	118,150
		道路維持修繕費	108,130
		橋りょう維持修繕費	38,026
		橋りょう補修事業費	58,560
		単県道路改良事業費	24,800
		新規事業化調整費	30,000
		橋りょう整備事業費	347,000
	3 河 川 海 岸 費	洪水情報伝達システム整備事業費	5,314
		河川維持修繕費	28,360
		海岸維持修繕費	30,000
		商都米子の再生支援事業費	4,160
		市町村受託事業費	21,800
		河川環境整備事業費	28,100
		統合河川整備事業費	107,800

		河川修繕事業費	40,230
		河川改修事業費	72,350
		山陰自動車道建設促進 関連事業費	18,860
		湖山池水辺環境整備事業費	11,500
		市瀬地区単県河川改修事業費	20,500
		治水ダム建設事業費	60,600
		砂防基礎調査費	98,340
		火山砂防事業費	160,400
		砂防設備修繕費	22,800
		急傾斜地基礎調査費	39,300
		小規模砂防施設新設費	90,640
		姫路鳥取線地方協力事業費	12,850
		単県急傾斜地崩壊対策事業費	65,090
	4 港 湾 費	米子港改修関連土地改良 総合整備事業補助金	274
		境港管理組合負担金	28,528
		米子空港滑走路 2,500m 化事業費	9,765
		鳥取空港整備関連事業費	5,600
		直轄港湾事業費負担金	157,206
	5 都 市 計 画 費	街 路 事 業 費	110,790
	6 住 宅 費	まちなか・ふれあい 住宅モデル事業費	6,300
		公営住宅建設事業費	120,924
9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	交通安全施設整備費	65,310
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高校教育改革整備事業費	49,073
		産業教育振興費	27,196
	6 社 会 教 育 費	文化財助成費	6,264
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	16年耕地災害復旧費	838,500
		16年農道施設災害復旧費	6,270
		16年林道施設災害復旧費	350,920
		15年漁港施設災害復旧費	40,099
		16年漁港施設災害復旧費	29,538

		漁港単独災害復旧事業費	6,800
		16年森林災害復旧費	67,529
	2 土木施設災害復旧費	15年建設災害復旧費	8,608
		単独災害復旧事業費	249,645
		16年港湾災害復旧費	182,000
計			5,546,756

変 更

款	項	事 業 名	金 額		
			補 正 前	補 正 後	
2 総 務 費	2 企 画 費	庶務業務改革推進事業費	千円 4,530	千円 9,301	
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	大山自然歴史館整備事業費	100,000	118,744	
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	県営畑地帯総合整備事業費	20,200	30,570	
		県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 費	319,257	351,007	
		団 体 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 費	16,800	21,279	
		農村総合統合補助事業費	68,850	88,997	
		県単土地改良事業費	23,450	50,227	
		揮発油税財源身替農道 整 備 事 業 費	24,150	302,950	
		4 林 業 費	フォレスト・コミュニティ 総 合 整 備 事 業 費	129,040	461,644
			ふるさと林道緊急整備事業費	78,170	110,820
			一 般 治 山 事 業 費	138,222	486,620
		5 水 産 業 費	漁 港 維 持 管 理 費	530	13,004
	漁 港 建 設 事 業 費		332,400	728,980	
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 補 修 事 業 費	83,000	977,468	
		緊急地方道路整備事業費	150,880	501,090	
		積雪寒冷対策道路事業費	56,800	93,370	
		道 路 改 良 事 業 費	1,906,100	4,595,600	
		緊急地方道路整備事業費	902,000	3,304,600	
		地方特定道路整備事業費	411,000	1,118,890	
		3 河 川 海 岸 費	日本電信電話等受託事業費	13,000	48,200
			河 川 改 良 事 業 費	27,600	1,274,230

		河川等災害関連事業費	76,000	90,000
		通常砂防事業費	135,800	1,119,630
		地すべり対策事業費	18,600	172,970
		急傾斜地崩壊対策事業費	142,700	425,420
	4 港湾費	港湾維持管理費	85,680	135,050
		港湾修築事業費	81,700	237,220
	5 都市計画費	緊急地方道路整備事業費	1,111,100	3,416,020
		地方特定道路整備事業費	74,200	291,070
		単県街路改良事業費	21,500	59,610
		総合運動公園整備事業費	19,810	59,310
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	災害関連緊急治山事業費	249,000	334,827
	2 土木施設 災害復旧費	16年建設災害復旧費	6,076,040	7,939,948
計			12,898,109	28,968,666

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国際革新博覧会出展事業費	平成17年度	3,365 <small>千円</small>
名和町風力発電事業利子補給	平成17年度から 平成20年度まで	1,636
県営淀江3期地区農免農道 (本宮16工区)工事	平成17年度	31,500
網代漁港海岸環境整備工事	平成17年度	51,000
県立図書館庭園管理業務委託	平成17年度から 平成19年度まで	3,309
スポーツによる情報発信・地域 おこし支援事業補助	平成17年度	6,000

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
環境管理認証 取得企業等育 成補助	平成17年度か ら平成18年度 まで	補助金総額3,500 千円を限度として、 平成16年度に認定 したもののうち平 成16年度に交付し た額を差し引いた 額	環境管理認証 取得企業等育 成補助	平成17年度か ら平成18年度 まで	補助金総額4,900 千円を限度として、 平成16年度に認定 したもののうち平 成16年度に交付し た額を差し引いた 額

平成16年台風18号等被害対策資金利子補助	平成17年度から平成23年度まで	1,611	平成16年台風18号等被害対策資金利子補助	平成17年度から平成23年度まで	2,976
-----------------------	------------------	-------	-----------------------	------------------	-------

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
防 災 総 務 費	768,000 ^{千円}				764,000 ^{千円}			
知的障害者福祉施設費	906,000				903,000			
児童福祉施設費	1,267,000				1,240,000			
土地改良費	1,687,000				1,513,000			
農地防災事業費	59,000				57,000			
治 山 費	864,000				866,000			
漁 港 建 設 費	588,000				580,000			
水産基盤整備事業費	87,000				73,000			
金融対策費	1,000,000				0			
道路橋りょう維持費	753,000				1,030,000			
道路橋りょう新設改良費	5,731,000				7,562,000			
河川改良費	1,720,000				2,002,000			
砂 防 費	2,550,000				2,452,000			
空 港 費	177,000				175,000			
街路事業費	1,675,000				2,474,000			
公 園 費	149,000				112,000			
住宅建設費	451,000				230,000			
交通指導取締費	158,000				76,000			
教育財産管理費	37,000				0			
高等学校施設設備整備費	1,628,000				979,000			
養護学校費	894,000				88,000			
治山施設災害復旧費	106,000				0			
治山施設等災害関連事業費	635,000				628,000			
漁港施設災害復旧費	106,000				47,000			

建設災害復旧費	3,247,000				3,277,000			
港湾災害復旧費	159,000				107,000			
空港災害復旧費	11,000				1,000			
直轄道路事業費	7,186,000				5,591,000			
直轄河川事業費	451,000				724,000			
直轄海岸保全事業費	71,000				118,000			
直轄砂防事業費	248,000				213,000			
直轄ダム事業費	666,000				649,000			
直轄港湾事業費	346,000				354,000			
直轄空港事業費	37,000				13,000			
直轄災害復旧費	241,000				245,000			
平成16年度県民 税等減税補てん債	1,243,000				1,147,000			
農地総務費	0				127,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができる。	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 府金及び 営企業融 庫金につ いて、利 率の見直 しは借換 えするこ とができる ものとし て、当該 直後の利 率)	借入年度か ら1年すえ 置き、じ後 29年度間に 償還するも のとする。 ただし、県 財政その他 の都合によ りすえ置き 及び償還年 限を短縮又 は延長して 起債し、あ いはすえ 置き又は償 還期間中で あっても償 還年限を短 縮し、延長 し、又は繰 上償還を行 い、若しく は借換えす ることので きるもの とする。
計	68,244,000				66,759,000			

平成16年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,916千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,091,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		3,059,375	2,916	3,056,459
	1 用品調達事業収入	400,692	8,084	408,776
	3 集中管理事業収入	2,642,486	11,000	2,631,486
歳 入 合 計		3,094,600	2,916	3,091,684

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		3,064,600	2,916	3,061,684
	1 用品調達事業費	405,916	8,084	414,000
	3 集中管理事業費	2,642,486	11,000	2,631,486
歳 出 合 計		3,094,600	2,916	3,091,684

平成16年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,543,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙収入		3,410,205	84,471	3,494,676
	1 証紙収入	3,410,205	84,471	3,494,676
2 繰越金		25,954	22,403	48,357
	1 繰越金	25,954	22,403	48,357

歳 入 合 計	3,436,159	106,874	3,543,033
---------	-----------	---------	-----------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰出金		3,435,159 ^{千円}	106,874 ^{千円}	3,542,033 ^{千円}
	1 一般会計繰出金	3,435,159	106,874	3,542,033
歳 出 合 計		3,436,159	106,874	3,543,033

平成16年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,454千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,286,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		770,786 ^{千円}	15,597 ^{千円}	755,189 ^{千円}
	1 負 担 金	770,786	15,597	755,189
3 国庫支出金		245,767	7,467	238,300
	1 国庫補助金	245,767	7,467	238,300
4 繰入金		226,701	256	226,445
	1 一般会計繰入金	226,701	256	226,445
5 繰越金		29,134	29,134	0
	1 繰越金	29,134	29,134	0
6 県 債		78,000	11,000	67,000
	1 県 債	78,000	11,000	67,000
歳 入 合 計		1,350,424	63,454	1,286,970

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		985,784	108,981	876,803
	1 流域下水道建設事業費	385,400	75,700	309,700
	2 流域下水道管理事業費	600,384	33,281	567,103
2 公 債 費		364,640	45,527	410,167
	1 公 債 費	364,640	45,527	410,167
歳 出 合 計		1,350,424	63,454	1,286,970

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	96,400
	2 流域下水道管理事業費	管理運営費	10,800
計			107,200

第3表 債務負担行為補正
変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
天神川流域下水道運転管理業務委託	平成17年度から平成19年度まで	530,516	天神川流域下水道運転管理業務委託	平成17年度	170,984
天神川流域下水道管理棟清掃業務委託	平成17年度から平成19年度まで	6,090	天神川流域下水道管理棟清掃業務委託	平成17年度	2,030

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	78,000				67,000			
計	78,000				67,000			

平成16年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,594千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,114,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		421,480 ^{千円}	73,594 ^{千円}	347,886 ^{千円}
	2 貸付金元利収入	421,350	73,594	347,756
歳 入 合 計		1,188,207	73,594	1,114,613

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化 資金貸付事業費		1,188,207 ^{千円}	73,594 ^{千円}	1,114,613 ^{千円}
	1 中小企業近代化 資金貸付事業費	1,188,207	73,594	1,114,613
歳 出 合 計		1,188,207	73,594	1,114,613

平成16年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		73,854 ^{千円}	7,403 ^{千円}	81,257 ^{千円}
	1 繰 越 金	73,854	7,403	81,257
4 諸 収 入		62,848	10,403	52,445
	1 貸付金元利収入	62,831	10,409	52,422
	2 県 預 金 利 子	4	6	10
歳 入 合 計		167,479	3,000	164,479

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金貸付事業費		167,479 ^{千円}	3,000 ^{千円}	164,479 ^{千円}

	1 農業改良資金貸付事業費	167,479	3,000	164,479
歳 出 合 計		167,479	3,000	164,479

平成16年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		1,965 ^{千円}	1,035 ^{千円}	930 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,965	1,035	930
2 繰 越 金		100,000	60,000	40,000
	1 繰 越 金	100,000	60,000	40,000
歳 入 合 計		101,965	61,035	40,930

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費		101,965 ^{千円}	61,035 ^{千円}	40,930 ^{千円}
	1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費	101,965	61,035	40,930
歳 出 合 計		101,965	61,035	40,930

平成16年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		11,318	2,096	9,222
	1 国 庫 補 助 金	11,318	2,096	9,222
2 財 産 収 入		6,206	4,206	2,000
	1 財 産 売 払 収 入	5,992	4,206	1,786
3 繰 入 金		190,944	3,828	194,772
	1 一 般 会 計 繰 入 金	190,944	3,828	194,772
4 繰 越 金		1	5,192	5,193
	1 繰 越 金	1	5,192	5,193
歳 入 合 計		234,735	2,718	237,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 営 林 事 業 費		109,070	2,848	111,918
	1 職 員 費	46,644	4,978	51,622
	2 保 育 事 業 費	41,512	396	41,908
	3 処 分 事 業 費	3,344	2,344	1,000
	4 管 理 事 業 費	17,570	182	17,388
2 公 債 費		125,665	130	125,535
	1 公 債 費	125,665	130	125,535
歳 出 合 計		234,735	2,718	237,453

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 県 営 林 事 業 費	2 保 育 事 業 費	保 育 事 業 費	10,837
計			10,837

平成16年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 126,836	千円 7,058	千円 119,778
	1 使 用 料	126,836	7,058	119,778
2 繰 入 金		185,896	6,113	192,009
	1 一 般 会 計 繰 入 金	185,896	6,113	192,009
3 繰 越 金		1	1,887	1,888
	1 繰 越 金	1	1,887	1,888
4 諸 収 入		16,099	477	16,576
	1 雑 収 入	16,099	477	16,576
歳 入 合 計		328,832	1,419	330,251

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 235,068	千円 1,419	千円 236,487
	1 事 業 費	235,068	1,419	236,487
歳 出 合 計		328,832	1,419	330,251

平成16年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成16年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 22,518	千円 4,999	千円 17,519
	1 使 用 料	22,518	4,999	17,519
2 財 産 収 入		199,192	189,153	10,039
	1 財 産 運 用 収 入	128	9,911	10,039
	2 財 産 売 払 収 入	199,064	199,064	0

3 繰越金		1	8,782	8,783
	1 繰越金	1	8,782	8,783
4 諸収入		1	1	0
	1 雑収入	1	1	0
5 繰入金		0	183,051	183,051
	1 一般会計繰入金	0	183,051	183,051
歳入合計		221,712	2,320	219,392

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		221,712	2,320	219,392
	1 事業費	221,712	2,320	219,392
歳出合計		221,712	2,320	219,392

平成16年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成16年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 風力発電開発事業費(鳥取放牧場)	66,644千円	3,639千円	63,005千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 電気事業収益	2,104,831千円	105千円	2,104,936千円
第2項 営業外収益	1,385千円	105千円	1,490千円
	支 出		
第1款 電気事業費	2,001,933千円	20,295千円	1,981,638千円
第1項 営業費用	1,546,169千円	20,295千円	1,525,874千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額755,062千円は過年度分損益勘定留保資金752,587千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,475千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	70,231千円	37,637千円	32,594千円
第1項 企業債	36,000千円	36,000千円	0千円

第2項 建設助成金	34,231千円	1,637千円	32,594千円
	支	出	
第1款 資本的支出	845,334千円	57,678千円	787,656千円
第1項 建設改良費	191,381千円	57,678千円	133,703千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中「36,000千円」を「0千円」に改める。

平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間給水量	24,053,500立方メートル	1,277,500立方メートル	22,776,000立方メートル

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	771,291千円	55,893千円	715,398千円
第1項 営業収益	654,958千円	45,553千円	609,405千円
第2項 営業外収益	43,333千円	7,340千円	35,993千円
第3項 他会計からの長期借入金	73,000千円	3,000千円	70,000千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	906,255千円	82,509千円	823,746千円
第1項 営業費用	690,352千円	74,458千円	615,894千円
第2項 営業外費用	214,523千円	8,051千円	206,472千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文がっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額81,463千円は過年度分損益勘定留保資金77,650千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,813千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	321,694千円	3,200千円	324,894千円
第1項 企業債	137,000千円	2,000千円	139,000千円
第3項 建設助成金	36,700千円	1,200千円	37,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出	410,272千円	3,915千円	406,357千円
第1項 建設改良費	189,308千円	3,915千円	185,393千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「137,000千円」を「139,000千円」に改める。

平成16年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成16年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 境港外港竹内地区 埋立地売却面積	1.1ヘクタール	0.4ヘクタール	0.7ヘクタール
(2) 昭和地区埋立地売却 面積	0.3ヘクタール	0.1ヘクタール	0.2ヘクタール
(3) 事業用借地権に基づ く埋立地貸付面積	11.7ヘクタール	1.2ヘクタール	10.5ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 埋立事業収益	586,044千円	163,449千円	422,595千円
第1項 営業収益	558,175千円	163,449千円	394,726千円
	支	出	
第1款 埋立事業費	684,858千円	240,502千円	444,356千円
第1項 営業費用	550,263千円	246,970千円	303,293千円
第2項 営業外費用	134,595千円	6,468千円	141,063千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文がっこ書を「資本的支出額928,859千円は過年度分損益勘定留保資金928,859千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	949,692千円	20,833千円	928,859千円
第2項 他会計からの 借入金償還金	872,900千円	20,833千円	852,067千円

平成16年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成16年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,299,928千円	200,627千円	14,500,555千円
第1項 医業収益	12,453,518千円	130,000千円	12,583,518千円
第2項 医業外収益	1,840,033千円	2,402千円	1,837,631千円
第3項 特別収益	6,377千円	73,029千円	79,406千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,732,624千円	145,195千円	14,877,819千円
第1項 医業費用	14,317,935千円	130,000千円	14,447,935千円
第2項 医業外費用	327,442千円	4,805千円	322,637千円

第3項 特別損失 87,247千円 20,000千円 107,247千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,487千円は過年度分損益勘定留保資金286,487千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,062,452千円	1,048千円	1,061,404千円
第2項 負担金	495,452千円	1,048千円	494,404千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,349,987千円	2,096千円	1,347,891千円
第1項 建設改良費	613,591千円	2,097千円	611,494千円
第2項 企業償還金	726,396千円	1千円	726,397千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第4条 予算第9条中「3,935,056千円」を「4,065,056千円」に改める。

鳥取県告示第272号

平成17年2月定例県議会で3月23日に議決された平成17年度鳥取県一般会計予算、平成17年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成17年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成17年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成17年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成17年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成17年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成17年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算、平成17年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成17年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、平成17年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成17年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成17年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、平成17年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算、平成17年度鳥取県営電気事業会計予算、平成17年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成17年度鳥取県営埋立事業会計予算及び平成17年度鳥取県営病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成17年度鳥取県一般会計予算

平成17年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,500,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		48,295,036 <small>千円</small>
	1 県 民 税	10,915,437
	2 事 業 税	11,585,519
	3 地 方 消 費 税	6,184,628
	4 不 動 産 取 得 税	1,575,566
	5 県 た ば こ 税	1,232,766
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	200,394
	7 自 動 車 税	8,151,789
	8 鉱 区 税	759
	9 自 動 車 取 得 税	1,820,735
	10 軽 油 引 取 税	6,589,926
	11 狩 猟 税	23,018
	12 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	12,121
13 旧 法 に よ る 税	2,378	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		13,578,975
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,578,975
3 地 方 譲 与 税		5,473,205
	1 所 得 譲 与 税	3,235,128
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,056,760
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	173,688
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	7,629

4 地 方 特 例 交 付 金		4,077,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,077,000
5 地 方 交 付 税		128,390,000
	1 地 方 交 付 税	128,390,000
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		230,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	230,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,950,455
	1 分 担 金	190,396
	2 負 担 金	1,760,059
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,601,426
	1 使 用 料	4,338,180
	2 手 数 料	1,213,246
9 国 庫 支 出 金		58,710,371
	1 国 庫 負 担 金	18,275,442
	2 国 庫 補 助 金	39,288,760
	3 委 託 金	1,146,169
10 財 産 収 入		807,765
	1 財 産 運 用 収 入	562,824
	2 財 産 売 払 収 入	244,941
11 寄 附 金		101,000
	1 寄 附 金	101,000
12 繰 入 金		16,421,309
	1 特 别 会 計 繰 入 金	182,847
	2 基 金 繰 入 金	16,238,462
13 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
14 諸 収 入		52,890,678
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	136,916
	2 県 預 金 利 子	11,947
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	510,000

	4 貸 付 金 元 利 収 入	47,284,049
	5 受 託 事 業 収 入	1,152,254
	6 収 益 事 業 収 入	2,021,719
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	3,215
	8 雑 入	1,770,578
15 県 債		59,873,000
	1 県 債	59,873,000
歳 入 合 計		396,500,220

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		973,021 ^{千円}
	1 議 会 費	973,021
2 総 務 費		25,509,195
	1 総 務 管 理 費	13,920,782
	2 企 画 費	4,809,175
	3 徴 税 費	1,960,226
	4 市 町 村 振 興 費	1,877,314
	5 選 挙 費	28,135
	6 防 災 費	2,013,171
	7 統 計 調 査 費	618,195
	8 人 事 委 員 会 費	115,578
	9 監 査 委 員 費	166,619
3 民 生 費		35,101,271
	1 社 会 福 祉 費	24,386,121
	2 児 童 福 祉 費	8,889,990
	3 生 活 保 護 費	1,823,471
	4 災 害 救 助 費	1,689
4 衛 生 費		10,738,979
	1 公 衆 衛 生 費	3,295,987
	2 環 境 衛 生 費	2,868,482

	3 保 健 所 費	1,347,383
	4 医 薬 費	3,227,127
5 勞 働 費		1,655,924
	1 勞 政 費	858,196
	2 職 業 訓 練 費	688,097
	3 勞 働 委 員 会 費	109,631
6 農 林 水 産 業 費		42,339,821
	1 農 業 費	8,218,227
	2 畜 産 業 費	1,921,566
	3 農 地 費	14,801,949
	4 林 業 費	14,468,941
	5 水 産 業 費	2,929,138
7 商 工 費		41,769,399
	1 商 業 費	34,768,201
	2 工 鉱 業 費	5,722,874
	3 観 光 費	1,278,324
8 土 木 費		66,235,654
	1 土 木 管 理 費	1,016,913
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,634,567
	3 河 川 海 岸 費	15,565,275
	4 港 湾 費	4,047,200
	5 都 市 計 画 費	6,580,894
	6 住 宅 費	2,390,805
9 警 察 費		17,373,950
	1 警 察 管 理 費	15,264,839
	2 警 察 活 動 費	2,109,111
10 教 育 費		69,035,262
	1 教 育 総 務 費	3,873,986
	2 小 学 校 費	23,721,962
	3 中 学 校 費	12,902,522

	4 高等学校費	17,428,252
	5 特殊学校費	6,523,526
	6 社会教育費	3,183,122
	7 保健体育費	1,401,892
11 災害復旧費		6,555,287
	1 農林水産施設災害復旧費	2,289,259
	2 土木施設災害復旧費	4,266,028
12 公債費		64,050,389
	1 公債費	64,050,389
13 諸支出金		15,012,068
	1 公営企業支出金	226,898
	2 地方消費税清算金	6,153,851
	3 利子割交付金	324,244
	4 配当割交付金	106,963
	5 株式等譲渡所得割交付金	42,408
	6 地方消費税交付金	6,804,869
	7 ゴルフ場利用税交付金	140,276
	8 自動車取得税交付金	1,210,789
	9 利子割精算金	581
	10 特別地方消費税交付金	1,189
14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出合計		396,500,220

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	鳥取警察署庁舎建設整備事業費	1,985,004	17	335,472
				18	1,649,532
10 教育費	1 教育総務費	県立学校耐震化推進事業費 (耐震診断)	264,741	17	73,784
				18	99,248
				19	91,709

4 高等学校費	岩美高等学校体育館整備費	756,478	17	106,347
			18	629,854
			19	20,277
	米子高等学校体育館整備費	440,292	17	70,108
			18	370,184
	高等学校冷房設備整備費	471,458	17	63,353
18			408,105	
6 社会教育費	船上山少年自然の家屋根付 野外炊飯場整備費	44,768	17	5,699
			18	2,100
			19	36,969

第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度 額
鳥取大学菌類・きのこ機能開発 研究部門設置補助	平成18年度から 平成19年度まで	60,000 <small>千円</small>
健康管理システム賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	8,872
勤務時間管理サポートシステム 賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	28,650
県立施設予約システム賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	14,335
庁内LANパソコン賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	229,290
コンビニ納税導入事業機器賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	1,446
地方税電子申告システム賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	55,234
鳥取県市町村合併支援交付金	平成18年度から 平成26年度まで	606,006
専修学校等奨学資金貸付金	平成18年度から 平成20年度まで	31,464
自立支援交付金	平成18年度から 平成19年度まで	交付金の限度額の総額を200,000 千円以内とし、その限度額の総額 から平成17年度交付金総額を差し 引いた額
テレビ会議システム機器賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	26,385
米子・名古屋便運航支援負担金	平成18年度から 平成19年度まで	100,704
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 移管施設修繕交付金	平成18年度から 平成19年度まで	160,000
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 経営安定化交付金	平成18年度から 平成19年度まで	238,500
		社会福祉法人鳥取県厚生事業団が 県から移管を受けた後に行う、鳥 取県立社会福祉施設（障害者福祉 センター厚和寮、障害者福祉セン

社会福祉法人鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業施設解体費補助	平成18年度から平成40年度まで	ター友愛寮、障害者福祉センターつばさ園、障害者福祉センターあさひ園、西部やまと園、羽合ひかり園、白兔はまなす園、三津白寿苑、巖城はごろも苑、皆生みどり苑、境港通勤寮)の解体費について、当該工事に要する経費から国庫負担金等を除いた金額に、県立施設であった年数を施設の耐用年数(39年)で除した割合を乗じた額
生活福祉資金利子補給	平成18年度から、借用書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで	低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額
離職者支援資金利子補給	平成18年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで	失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助	平成18年度から平成36年度まで	122,230
介護福祉士等修学資金貸付金	平成18年度から平成20年度まで	16,848
総合療育センター在宅遠隔診療システム賃借料	平成18年度から平成19年度まで	5,136
福祉相談センター電話交換機等賃借料	平成18年度から平成24年度まで	3,222
母子寡婦福祉資金利子補給	平成18年度から平成25年度まで	451
精神保健福祉センター電話交換機等賃借料	平成18年度から平成24年度まで	1,611
先天性代謝異常等検査委託	平成18年度から平成19年度まで	29,190
風況調査実施補助	平成18年度	補助金総額1,500千円を限度として、平成17年度に交付決定した額から平成17年度に交付した額を差し引いた額
天神川流域下水道整備総合計画改定業務委託	平成18年度から平成20年度まで	21,053
天神川流域全体計画・基本設計改定業務委託	平成18年度	18,759
衛生環境研究所ルミノメーター賃借料	平成18年度から平成19年度まで	2,438
リサイクル技術共同研究助成事業補助	平成18年度	補助金総額25,000千円を限度として、平成17年度に交付決定した額から平成17年度に交付した額を差し引いた額
外来種等実態調査業務委託	平成18年度	800

希少野生動植物実態調査業務委託	平成18年度	1,240
木の住まい建設資金補助	平成18年度	補助金総額96,000千円を限度として、平成17年度に選定結果通知及び住宅登録通知を行った額から平成17年度に交付した額を差し引いた額
公営住宅建設事業費	平成18年度	915,510
再生支援資金に関する損失補償	平成17年度から平成27年度まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対して行う代位弁済額から中小企業金融公庫の保険金補填額を控除した額の4分の1を限度とする額
小規模企業者等設備貸与事業に関する損失補償	平成17年度から平成29年度まで	財団法人鳥取県産業振興機構が小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて小規模企業者等に貸与するための設備総額300,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
やる気のある企業支援事業費	平成18年度	補助金総額20,000千円を限度として、1件あたり5,000千円を限度として行う当該補助金交付決定額から、平成17年度中に補助事業者に対して交付した補助金額を控除した額の合計額
産学官連携強化・新産業育成事業費	平成18年度	補助金総額36,000千円を限度として、1件あたり3,000千円を限度として行う当該補助金交付決定額から、平成17年度中に補助事業者に対して交付した補助金額を控除した額の合計額
農業近代化資金等利子補給	平成18年度から平成42年度まで	117,790
やる気農業バックアップ資金利子補給	平成18年度から平成24年度まで	9,422
農業経営基盤強化資金利子補助	平成18年度から平成42年度まで	111,375
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成17年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本100,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかった元利金合計額(遅延損害金を含む。)に相当する金額、及び融資元本91,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額
就農支援資金償還免除補助	平成18年度から平成30年度まで	34,800
果樹等経営安定資金利子補給	平成18年度から平成20年度まで	3,228

第9回和牛全共実行委員会負担金	平成18年度	2,860
肥育素牛導入資金利子補給	平成18年度から平成19年度まで	3,273
種雄牛造成和牛能力検 定肥育牛枝肉所得補償	平成17年度から現場後代検定推進契約に定めるところにより、損失補償をする日の属する年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の2等級と3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
種雄牛造成和牛能力検 定子牛価格補償	平成17年度から試験種付に同意した当該子牛が出荷される日の属する年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場検定用子牛の生産に協力した繁殖農家が、その子牛をせり市場に出荷した場合において、市場平均価格に20千円を加えた額から当該子牛の販売価格を減じた額
財団法人鳥取県造林公社 借入金損失補償	平成17年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本75,561千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額（損失補償契約に定める遅延損害金を含む。）に相当する金額
林業就業促進資金償還免除補助	平成18年度から平成27年度まで	1,500
森林整備活性化利子補給事業補助	平成18年度から平成46年度まで	14,244
漁業近代化資金利子補給	平成18年度から平成36年度まで	54,925
漁業経営安定資金利子補給	平成18年度から平成22年度まで	7,256
日本海沿岸漁業等経営安定資金 利子補給	平成18年度から平成24年度まで	5,786
漁業研修支援資金貸付金	平成18年度から平成20年度まで	27,285
鳥取県土地開発公社 用地先行取得事業費	平成18年度から平成20年度まで	一般県道赤松淀江線地方道路交付金事業、一般県道河原インター線道路改築事業、主要地方道鳥取鹿野倉吉線地方道路交付金事業、3・5・8号滝山桜谷線地方道路交付金事業、3・5・3号美萩野覚寺線地方道路交付金事業、大路川広域一般河川改修事業及びその他知事が必要と認めたものについて、鳥取県土地開発公社に用地の先行取得を委託することに伴い、後年度に鳥取県が買い戻しをするために必要な経費で1,128,000千円を限度とした額
一般国道178号東浜居組道路 (高架橋上部工)工事	平成18年度から平成19年度まで	820,000
県営岩美地区 広域農道トンネル工事	平成18年度から平成19年度まで	1,218,000
県営奥日野地区広域農道 (豊栄トンネル)工事	平成18年度から平成19年度まで	920,000
県営第2大名2期地区農免農道 (加茂1号橋上部工)工事	平成18年度	188,060

県営南大山4期地区農免農道 (1号橋上部工)工事	平成18年度	74,000
主要地方道日野溝口線地方道路 交付金(1号橋上部工)工事	平成18年度	170,000
砂丘畑送水施設維持管理業務委託	平成18年度	5,548
警察本部駐車違反管理端末賃借料	平成18年度	131
警察本部自動車保管場所 管理端末賃借料	平成18年度	57
警察本部被害通報票管理 端末賃借料	平成18年度	103
警察本部庁内LAN端末賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	1,194
鳥取県警察統合情報通信 ネットワーク端末賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	22,439
鳥取県警察統合情報通信 ネットワーク端末賃借料	平成18年度	203
鳥取県警察統合情報通信 ネットワーク通信機器賃借料	平成18年度	2,505
鳥取県警察統合情報通信 ネットワーク高速通信機器賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	9,737
警察本部捜査用携帯パソコン 賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	9,958
警察本部初動捜査支援システム 賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	136,665
警察本部放置駐車違反管理 システム賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	67,246
警察本部放置車両確認事務委託	平成18年度	5,994
教職員健康対策事業費	平成18年度	27,144
個性輝く高校生づくり推進事業 関連機器賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	3,905
鳥取県教育情報通信ネットワーク 関連機器賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	12,800
県立高等学校教育用 パソコン等賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	131,235
県立高等学校教育用 パソコン賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	80,083
県立学校教職員用 パソコン賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	525,245
県立学校教育用パソコン賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	162,405
県立学校液晶プロジェクター 賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	168,843
県立学校情報処理技術者派遣委託	平成18年度から 平成19年度まで	86,626
県立高等学校事務用 パソコン賃借料	平成18年度から 平成20年度まで	2,160
高校教育改革関連 パソコン等賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	24,510
高校教育改革関連 パソコン等賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	47,790
県立高等学校図書管理システム 賃借料	平成18年度から 平成22年度まで	3,375
県立盲聾養護学校教育用 パソコン等賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	12,195
図書館清掃業務・建築物 環境衛生管理業務委託	平成18年度から 平成20年度まで	63,000

とっとり県民カレッジ事業費	平成18年度	3,000
妻木晩田遺跡妻木山地区等復元整備基本設計委託	平成18年度	2,086
博物館特別展開催費	平成18年度	68,000
埋蔵文化財センター機械警備・清掃業務委託	平成18年度から平成19年度まで	1,440
財務会計システム統合開発委託	平成18年度	33,689

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災総務費	1,083,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えるものとする。
社会福祉総務費	18,000	同上	同上	同上
知的障害者福祉施設費	960,000	同上	同上	同上
児童福祉施設費	297,000	同上	同上	同上
農地総務費	199,000	同上	同上	同上
土地改良費	1,910,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	34,000	同上	同上	同上
林道費	437,000	同上	同上	同上
治山費	941,000	同上	同上	同上
漁港建設費	326,000	同上	同上	同上
水産基盤整備事業費	67,000	同上	同上	同上
金融対策費	1,000,000	同上	同上	同上
土木総務費	1,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金については、利率の見直し	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ

		財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	を行った後においては、当該見直し後の利率)	置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
道路橋りょう維持費	1,769,000	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう新設改良費	8,510,000	同 上	同 上	同 上
河 川 改 良 費	1,735,000	同 上	同 上	同 上
砂 防 費	2,690,000	同 上	同 上	同 上
海 岸 保 全 費	163,000	同 上	同 上	同 上
港 湾 建 設 費	342,000	同 上	同 上	同 上
街 路 事 業 費	1,136,000	同 上	同 上	同 上
公 園 費	81,000	同 上	同 上	同 上
住 宅 建 設 費	254,000	同 上	同 上	同 上
警 察 施 設 費	266,000	同 上	同 上	同 上
交 通 指 導 取 締 費	177,000	同 上	同 上	同 上
教 育 財 産 管 理 費	86,000	同 上	同 上	同 上
高等学校施設設備整備費	1,376,000	同 上	同 上	同 上
盲 聾 学 校 費	61,000	同 上	同 上	同 上
養 護 学 校 費	303,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
林道施設災害復旧費	15,000	同 上	同 上	同 上

治山施設災害復旧費	106,000	同 上	同 上	同 上
治山施設等災害関連事業費	185,000	同 上	同 上	同 上
漁港施設災害復旧費	84,000	同 上	同 上	同 上
建設災害復旧費	1,084,000	同 上	同 上	同 上
港湾災害復旧費	80,000	同 上	同 上	同 上
空港災害復旧費	11,000	同 上	同 上	同 上
直轄道路事業費	6,919,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業費	462,000	同 上	同 上	同 上
直轄海岸保全事業費	144,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業費	226,000	同 上	同 上	同 上
直轄ダム事業費	711,000	同 上	同 上	同 上
直轄港湾事業費	311,000	同 上	同 上	同 上
直轄空港事業費	110,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
直轄災害復旧費	448,000	同 上	同 上	同 上
平成17年度県民税等減税補てん債	741,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策費	22,014,000	同 上	同 上	同 上
計	59,873,000			

平成17年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,349,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		3,346,133 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 収 入	404,909
	2 自 動 車 管 理 事 業 収 入	12,497
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	2,928,727
2 繰 越 金		3,598
	1 繰 越 金	3,598
歳 入 合 計		3,349,731

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		3,346,133 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	404,909
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	12,497
	3 集 中 管 理 事 業 費	2,928,727
2 諸 支 出 金		3,598
	1 繰 出 金	3,598
歳 出 合 計		3,349,731

平成17年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成17年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,544,077千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,460,320 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	3,460,320
2 繰 越 金		83,757
	1 繰 越 金	83,757

歳 入 合 計	3,544,077
---------	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		3,543,077 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,543,077
2 諸 支 出 金		1,000
	1 償 還 金	1,000
歳 出 合 計		3,544,077

平成17年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,119 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,119
2 繰 越 金		70,272
	1 繰 越 金	70,272
3 諸 収 入		100,346
	1 県 預 金 利 子	34
	2 貸 付 金 元 利 収 入	99,831
	3 雑 入	481
歳 入 合 計		173,737

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		173,737 ^{千円}
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	173,737
歳 出 合 計		173,737

平成17年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,286,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		776,478 ^{千円}
	1 負 担 金	776,478
2 使 用 料 及 び 手 数 料		39
	1 使 用 料	39
3 国 庫 支 出 金		209,000
	1 国 庫 補 助 金	209,000
4 繰 入 金		221,253
	1 一 般 会 計 繰 入 金	221,253
5 県 債		80,000
	1 県 債	80,000
歳 入 合 計		1,286,770

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		948,769 ^{千円}
	1 流 域 下 水 道 建 設 事 業 費	375,600
	2 流 域 下 水 道 管 理 事 業 費	573,169
2 公 債 費		338,001
	1 公 債 費	338,001
歳 出 合 計		1,286,770

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
天神川流域下水道事業費	80,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	80,000			

平成17年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		13,544 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,544
2 繰 越 金		157,788
	1 繰 越 金	157,788
3 諸 収 入		412,704
	1 県 預 金 利 子	123
	2 貸 付 金 元 利 収 入	412,581
歳 入 合 計		584,036

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		584,036 ^{千円}

	1 中小企業近代化資金貸付事業費	584,036
歳 出	合 計	584,036

平成17年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,187千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		41,470 <small>千円</small>
	1 国 庫 貸 付 金	41,470
2 繰 入 金		24,864
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,864
3 繰 越 金		19,181
	1 繰 越 金	19,181
4 諸 収 入		55,672
	1 貸 付 金 元 利 収 入	55,654
	2 県 預 金 利 子	4
	3 雑 入	14
歳 入	合 計	141,187

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		141,187 <small>千円</small>
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	141,187
歳 出	合 計	141,187

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 2	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第14条第2項に定める方法による。
就農支援資金貸付金	41,468	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第19条第3項に定める方法による。
計	41,470			

平成17年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,468
	1 一般会計繰入金	1,468
2 繰越金		70,000
	1 繰越金	70,000
歳入合計		71,468

歳出

款	項	金額
1 林業・木材産業改善資金貸付事業費		千円 71,468
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	71,468
歳出合計		71,468

平成17年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		6,096
	1 国 庫 補 助 金	6,096
2 財 産 収 入		5,707
	1 財 産 売 払 収 入	5,560
	2 財 産 運 用 収 入	147
3 繰 入 金		197,546
	1 一 般 会 計 繰 入 金	197,546
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		692
	1 雑 入	692
6 県 債		25,000
	1 県 債	25,000
歳 入 合 計		235,042

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		118,506
	1 職 員 費	52,546
	2 保 育 事 業 費	44,005
	3 処 分 事 業 費	2,208
	4 管 理 事 業 費	19,747
2 公 債 費		116,536
	1 公 債 費	116,536
歳 出 合 計		235,042

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	25,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から35年すえ置き、その後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	25,000			

平成17年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		120,320 ^{千円}
	1 使用料	120,320
2 国庫支出金		500
	1 国庫補助金	500
3 繰入金		173,839
	1 一般会計繰入金	173,839
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		16,602

	1 雑	入	16,602
6 県	債		93,000
	1 県	債	93,000
歳 入 合 計			404,262

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		320,825 <small>千円</small>
	1 事 業 費	320,825
2 公 債 費		83,437
	1 公 債 費	83,437
歳 出 合 計		404,262

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
魚 市 場 事 業 費	93,000 <small>千円</small>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	93,000			

平成17年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,389 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,389
2 繰 越 金		39,138
	1 繰 越 金	39,138
3 諸 収 入		60,864
	1 貸 付 金 元 利 収 入	60,862
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		101,391

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		101,391 ^{千円}
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,391
歳 出 合 計		101,391

平成17年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ246,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		16,029 ^{千円}
	1 使 用 料	16,029
2 財 産 収 入		230,644
	1 財 産 運 用 収 入	9,473
	2 財 産 売 払 収 入	221,171
3 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		246,675

歳 出

款	項	金額
1 事業費		246,675 ^{千円}
	1 事業費	246,675
歳出合計		246,675

平成17年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

平成17年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		42,027 ^{千円}
	1 財産売払収入	42,027
2 繰越金		14,230
	1 繰越金	14,230
3 諸収入		27
	1 雑収入	27
歳入合計		56,284

歳 出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		52,148 ^{千円}
	1 県立学校農業実習費	52,148
2 予備費		4,136
	1 予備費	4,136

歳 出 合 計

56,284

平成17年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

平成17年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ683,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		58,800 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	58,800
2 繰 入 金		491,641
	1 一 般 会 計 繰 入 金	491,641
3 諸 収 入		132,623
	1 貸 付 金 元 利 収 入	132,623
歳 入 合 計		683,064

歳 出

款	項	金 額
1 育 英 奨 学 資 金 貸 付 事 業 費		683,064 ^{千円}
	1 育 英 奨 学 資 金 貸 付 事 業 費	683,064
歳 出 合 計		683,064

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育 英 奨 学 生 貸 付 金 (高 等 学 校 等 奨 学 金)	平成18年度から 平成22年度まで	301,872 ^{千円}

平成17年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 162,937,000kWh
- (2) 袋川発電所開発費 18,480千円
- (3) 風力発電開発事業費(鳥取放牧場) 765,109千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 電気事業収益			2,115,207千円
第1項 営業収益			2,113,158千円
第2項 営業外収益			2,049千円
	支	出	
第1款 電気事業費			1,983,825千円
第1項 営業費用			1,582,151千円
第2項 営業外費用			401,674千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額834,959千円は過年度分損益勘定留保資金828,037千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,922千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			767,070千円
第1項 企業債			419,000千円
第2項 建設助成金			348,070千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,602,029千円
第1項 建設改良費			933,005千円
第2項 企業債償還金			669,024千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
小鹿第二発電所水車ランナー製作工事		平成18年度		17,653千円		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	419,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、210,169千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 429,382千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成17年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 22,776,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金72,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 756,203千円

第1項 営業収益 648,227千円

第2項 営業外収益 35,976千円

第3項 他会計からの長期借入金 72,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 850,482千円

第1項 営業費用 644,854千円

第2項 営業外費用 205,628千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,189千円は過年度分損益勘定留保資金105,177千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,012千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 316,198千円

第1項 企業債 121,000千円

第2項 出資金 154,898千円

第3項 建設助成金 40,300千円

支 出

第1款 資本的支出 424,387千円

第1項 建設改良費 179,142千円

第2項 企業債償還金 245,245千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工事用水道事業費に充当	121,000 <small>千円</small>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、181,711千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 136,566千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成17年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 1.0ヘクタール

(2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 14.0ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 469,884千円

第1項 営業収益 457,529千円

第2項 営業外収益 12,355千円

支 出

第1款 埋立事業費 558,000千円

第1項 営業費用 518,675千円

第2項 営業外費用 39,325千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額576,792千円は過年度分損益勘定留保資金576,792千円で補てんするものとする。）

支 出

第1款 資本的支出	576,792千円
第1項 建設改良費	76,792千円
第2項 他会計からの借入金償還金	500,000千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 21,367千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成17年度鳥取県営病院事業会計予算

（総則）

第1条 平成17年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	740床
（2）年間入院患者数	235,790人
（3）年間外来患者数	369,904人
（4）一日平均入院患者数	646人
（5）一日平均外来患者数	1,516人
（6）主要な建設改良事業	医療機器備品 1,226,392千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	14,735,876千円
第1項 医業収益	12,844,556千円
第2項 医業外収益	1,681,938千円
第3項 特別利益	209,382千円

支 出

第1款 病院事業費用	14,947,891千円
第1項 医業費用	14,603,236千円
第2項 医業外費用	312,788千円
第3項 特別損失	31,867千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額624,976千円は過年度分損益勘定留保資金624,976千円で補てんするものとする。）

収 入	
第1款 資本的収入	1,817,724千円
第1項 企業債	1,260,000千円
第2項 負担金	557,530千円
第3項 固定資産売却代金	194千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,442,700千円
第1項 建設改良費	1,637,640千円
第2項 企業債償還金	795,060千円
第3項 他会計からの借入金償還金	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
放射線画像処理システム賃借料	平成18年度から 平成23年度まで	72,395千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院事業費に充当	1,260,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,968,007千円
- (2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 303,575千円
- (2) 児童手当に要する経費 1,715千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,220,939千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	磁気共鳴断層撮影装置	一 式